

観音寺市民間建築物耐震対策支援事業費補助金交付要綱

観音寺市民間建築物耐震対策支援事業費補助金交付要綱（平成26年観音寺市告示第113号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、耐震性の高い市街地の形成及び避難路の機能確保を図り、震災に強いまちづくりの推進に資するため、耐震対策支援事業を実施する要安全確認計画記載建築物の所有者（以下「所有者」という。）に対し、予算の範囲内で観音寺市民間建築物耐震対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、観音寺市補助金等交付規則（平成18年観音寺市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）耐震対策支援事業 要安全確認記載建築物の耐震診断又は補強設計に要する費用の補助に関する事業（以下「耐震診断費等補助事業」という。）及び要安全確認記載建築物の耐震改修、建替え又は除却に要する費用の補助に関する事業（以下「耐震改修費等補助事業」という。）をいう。
- （2）避難路 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第5条第3項第2号の規定に基づき香川県耐震改修促進計画において指定した市内に存する緊急輸送道路のうち、D I D地区（平成22年の国勢調査による人口集中地区をいう。）内にある第1次輸送確保路線（広域的な輸送に必要な主要幹線道路をいう。）をいう。
- （3）要安全確認計画記載建築物 法第7条第2号に規定する要安全確認計画記載建築物をいう。
- （4）耐震対策 建築物等の耐震診断、補強設計、耐震改修、建替え又は除却をいう。
- （5）耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第1「建築物の耐震診

断の指針」（以下「耐震診断の指針」という。）に規定する方法により、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項各号に掲げる者（以下「耐震診断技術者」という。）が行う地震に対する建築物等の安全性の評価をいう。

(6) 補強設計 耐震診断の結果に基づき、設計者（前号における「耐震診断技術者」と同等以上の者とする。）が設計する建築物等の補強工事の設計（建替えを行う場合の建築設計を含む。）をいう。

(7) 耐震改修 基本方針の別添第2「建築物の耐震改修の指針」に示す方法により行う地震に対する建築物等の安全性の向上を目的として実施する補強工事をいう（県内に主たる営業所を有する事業者が施工する事業であること。次号及び第9号において同じ。）。

(8) 建替え 現に存する建築物等を除却し、当該建築物等の敷地に同じ用途であり、かつ、原則として同じ規模以上の建築物等を新たに建築することをいう。

(9) 除却 現に存する建築物等の全部を撤去することをいう。

(10) 住宅 共同住宅及び併用住宅（住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものをいう。）を含む一戸建て又は長屋建ての住宅をいう。

(11) マンション 共同住宅のうち、耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、地階を除く階数が3以上のものをいう。

(12) 建築物 住宅（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。）以外の建築物をいう。

(13) 施行者 第6条第1項の承認を受けて耐震対策支援事業を行う者をいう。

(14) 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）において使用する用語の例による。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要

件を全て満たす者とする。

(1) 要安全確認計画記載建築物の所有者であること。

(2) 市税を滞納していない者であること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる要件を全て満たす事業とする。

(1) 耐震診断 次のアからオまでに掲げる要件を全て満たす事業であること。

ア 次の（ア）から（ウ）までのいずれにも該当する建築物について行う事業であること。

（ア） 要安全確認計画記載建築物（国又は地方公共団体の所有するものを除く。）であること。

（イ） 昭和56年5月31日以前に着工された建築物であること。

（ウ） 原則として、建築基準法の規定に違反していない建築物（耐震に関する規定以外に同法において違反があるものであって、その違反の是正が行われることが確実であると認められるものを含む。）であること。

イ 当該耐震診断の結果について、耐震診断の指針に適合する水準にある旨の既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録されている耐震判定委員会（以下「第三者の専門機関」という。）による判定等を受けたものであること。ただし、主要な構造が木造の建築物については、この限りでない。

ウ 観音寺市耐震改修促進計画に基づいて行う事業であること。

エ 申請者に課せられた本市の市税のうち、当該補助金の交付申請の日以前に納期（納税の猶予又は納期限の延長に係る期限を含む。）が到来した税額（納税の猶予又は納期の延長があった場合は、これらに係る期限が当該申請の日の翌日以降に到来するものを除く。）を滞納していないこと。ただし、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に定める区分所有者の団体及び区分所有者は、この限りでない。

オ 他の補助金等の交付を受けていないこと。

(2) 補強設計 次のアからキまでに掲げる要件を全て満たす事業であること。

ア 前号ア、ウ、エ及びオの要件を全て満たす事業であること。

イ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された建築物に係るものであること。

ウ 法に基づく指導又は特定行政庁による任意の勧告を受けたもので、建築基準法に基づく耐震改修に係る命令を受けていない建築物に係るものであること。

エ 当該補強設計の結果について、耐震改修の指針に適合する水準にある旨の第三者の専門機関による判定を受けること。

オ 建替えにあつては、原則として、建替え後の建築物は、省エネ基準に適合するものであること。

カ 建替えにあつては、原則として、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第88条第1項に規定する住宅等を新築する行為であつて、同条第5項の規定に基づく公表に係るものでないこと。

(3) 耐震改修、建替え又は除却 次のアからウまでに掲げる要件を全て満たす事業であること。

ア 前号に規定する要件を満たす事業であること。

イ 建替えにあつては、補強設計の内容に基づいた概算改修工事費が算定され、かつ、その額が妥当であると認められるものであること。

ウ 原則として、県内に営業所を設けている事業者が施工する事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱による補助金の交付を受けた建築物について、再度、同一事業に係る補助金の交付を受けることはできない。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助対象事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第1のとおりとする。ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（事業計画書の提出）

第6条 申請者は、あらかじめ、観音寺市民間建築物耐震対策支援事業計画書（様式第1号）又は観音寺市民間建築物耐震対策支援事業計画書（様式第2号）（以下「事業計画書」と総称する。）に別表第2に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けな

なければならない。

2 所有者以外の者が前項の事業計画書及び次条の補助金交付申請書を提出する場合は、当該事業の実施に関し、当該所有者の委任を受けたことを証する書面を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の事業計画書の提出があった場合において、その内容を審査し、承認すべきものと決定したときは、観音寺市民間建築物耐震対策支援事業計画承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 施行者は、補助金の交付を受けて耐震対策を実施しようとするときは、前条の事業計画書の承認後、耐震対策に係る契約を締結する前に、観音寺市民間建築物耐震対策支援事業費補助金交付申請書（耐震診断費等補助事業）（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 施行者は、補助金の交付を受けて耐震改修、建替え又は除却に係る工事を実施しようとするときは、前条の事業計画書の承認後、観音寺市民間建築物耐震対策支援事業費補助金交付申請書（耐震改修費等補助事業）（様式第5号）に別表第3に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない（複数年度に渡って事業を行う場合は、当該年度に係る部分（当該年度出来高分）について提出するものとする。）。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認め、補助金を交付すべきものと決定したときは、観音寺市民間建築物耐震対策支援事業費補助金交付決定通知書（様式第6号）により施行者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、必要な条件を付することができる。

（着手届）

第9条 施行者は、補助金の交付決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）に着手したときは、着手の日から10日以内に観音寺市民間建築物耐震対策支援事業着手届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（権利譲渡の禁止）

第10条 施行者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(中間検査の実施等)

第11条 市長は、耐震改修費等補助事業において、必要があると認める場合は、工程を指定し、中間検査を実施することができる。この場合において、施行者は、耐震改修、建替え又は除却に係る工事が当該指定に係る工程に達したときは、観音寺市民間建築物耐震対策支援事業中間検査申請書（様式第8号。以下「中間検査申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の中間検査申請書の提出があったときは、耐震改修、建替え又は除却に係る工事が適正に行われているかどうかについて、速やかに中間検査を行うものとする。

3 市長は、中間検査を行った結果、耐震改修、建替え又は除却に係る工事が適正に行われていないと認める場合には、施行者に対し、必要な指示を行うものとする。

4 市長は、前3項の規定による中間検査を行うほか、耐震改修費等補助事業において必要があると認める場合は、施行者に対し、必要な指示を行い、若しくは報告を求め、又はその職員に建築物その他の物件、設計図書等の書類を検査させることができる。

(補助金の経理)

第12条 施行者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

(補助事業の変更)

第13条 施行者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、当該各号に掲げる申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 耐震対策支援事業の内容を変更しようとする場合において、補助金の額に変更が生ずるとき。 観音寺市民間建築物耐震対策支援事業費補助金交付変更申請書（様式第9号。以下「補助金交付変更申請書」という。）

(2) 補助金の額に変更が生じない範囲で、次に掲げる補助事業の内容を変更しようとするとき。 観音寺市民間建築物耐震対策支援事業内容変更承認申請書（様式第10号。以下「事業内容変更承認申請書」という。）

ア 補助の対象となる部分の面積、配置、構造又は形状

イ 補助事業の工程の大幅な変更

ウ その他申請内容の大幅な変更該当するものとして市長が定める変更

2 市長は、前項の補助金交付変更申請書又は事業内容変更承認申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、観音寺市民間建築物耐震対策支援事業費補助金交付変更決定通知書（様式第11号）又は観音寺市民間建築物耐震対策支援事業内容変更承認通知書（様式第12号）により施行者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第14条 施行者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに観音寺市民間建築物耐震対策支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第13号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の完了期日の変更）

第15条 施行者は、補助事業が補助金交付決定通知に付された期日までに完了しないとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに観音寺市民間建築物耐震対策支援事業完了期日変更報告書（様式第14号）により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（補助事業の遂行等）

第16条 施行者は、法定の定め、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく市長の処分に従って、補助事業を行わなければならない。

2 市長は、施行者が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときは、施行者にこれらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

（完了実績報告）

第17条 施行者は、補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日以内に観音寺市民間建築物耐震対策支援事業完了実績報告書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業が翌年度にわたる場合は、2月末日までに観音寺市民間建築物耐震対策支援事業年度終了実績報告書（様式第16号）に別表第4に掲げる書類を添えて市長に提出し

なければならない。

(補助金の額の確定)

第18条 市長は、前条の完了実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、観音寺市民間建築物耐震対策支援事業費補助金確定通知書（様式第17号）により施行者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第19条 施行者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに請求書（様式第18号）により補助金の交付を市長に請求しなければならない。

(是正のための措置)

第20条 市長は、第17条の完了実績報告書の提出があった場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、施行者に対し、これらに適合させるために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(交付決定の取消し)

第21条 市長は、施行者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に対し、重大な違反をし、かつ、その是正のための市長の指示又は命令に従わないとき。
- (4) その他市長が不適當と認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

第22条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、観音寺市民間建築物耐震対策支援事業費補助金返還命令書（様式第19号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(指導及び監督)

第23条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業を実施している施行者、耐震診断

技術者又は設計者（次項において「施行者等」という。）に対し、補助事業の変更又は施行の状況等に関する報告を求めることができる。

2 市長は、施行者等に対し、補助事業の適正な執行を確保するために必要な措置を講ずることを命じ、又は必要な助言若しくは勧告をすることができる。

（委任）

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

補助対象事業費及び補助金の額

補助対象事業費の限度額は、①により算出した額と②を比較して、いずれか少ない額とします。

対象建築物		住宅		左記以外の建築物
		共同住宅		
		マンション 3階かつ延べ1,000 ㎡以上		
補助率		10 / 10		
耐震診断	補助対象事業費 ① ㎡当たり単 価限度額	1,000㎡以内の部分 4,580円 / ㎡		
		1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分 2,350円 / ㎡		
		2,000㎡を超える部分 1,570円 / ㎡		
		ただし、設計図書の復元、第三者の専門機関による判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、2,355千円を限度として加算することができる。		
補助率		5 / 6		

国土	補助対象事業費	① m ² 当たり単価限度額	1,000m ² 以内の部分 4,580円/m ² 1,000m ² を超え2,000m ² 以内の部分 2,350円/m ² 2,000m ² を超える部分 1,570円/m ² ただし、設計図書の復元、第三者の専門機関による判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、2,355千円を限度として加算することができる。		
		② 棟当たり限度額	600万円/棟		
		補助金限度額 (負担割合)	500万円/棟 (国1/2 県1/6 市1/6 所有者1/6)		
耐震改修工事・ 建替え工事・ 除却工事	補助対象事業費	補助率	11/15		
		① m ² 当たり単価限度額	39,900円/m ²	51,700円/m ² (耐震診断の結果Is値が0.3未満の場合56,900円/m ²)	57,000円/m ² (耐震診断の結果Is値が0.3未満の場合62,700円/m ²)
		② 棟当たり限度額	9,000万円/棟		
			免震工法等 特殊な工法 86,400円/m ²	免震工法等 特殊な工法 93,300円/m ²	

	度額	
	補助金限度額 (負担割合)	6,600万円/棟 (国2/5 県1/6 市1/6 所有者4/15)

備考

- 1 限度額は、耐震対策に係る建築物の床面積（建替え又は除却については、既存建築物の床面積）に基づいて算出する。
- 2 Isは、構造耐震指標のことをいう。

別表第2（第6条関係）

事業計画書 添付書類

補助対象事業	添付図書
耐震診断	<p>(1)耐震診断計画書（下記の事項の他、必要な事項を明記したもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診断実施者（資格等、勤務先等、連絡先等） ・診断工程表（現地調査～） ・耐震診断の基準とする診断基準等（計算プログラム名等、その評価書等）
補強設計	<p>(1)耐震診断結果報告書（下記の事項の他、必要な事項を明記したもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診断実施者（資格等、勤務先等、連絡先等） ・耐震診断結果の概要（診断総括表、構造体の診断結果表） ・耐震診断の基準とした診断基準等（計算プログラム名等、その評価書等） <p>(2)補強設計計画書又は建替え設計計画書（下記の事項その他必要な事項を明記したもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計実施者（資格等、勤務先等、連絡先等）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計工程表 ・ 設計の基準とする設計基準等（計算プログラム名等、その評価書等）
耐震改修	<p>(1) 土地の所有者の承諾書（借地の場合）</p> <p>(2) 地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告又は法に基づく指導を受けたことを証する書面の写し</p> <p>(3) 法第8条第3項の規定による建築物の耐震改修の認定等の写し</p> <p>(4) 補強設計結果報告書（下記の事項のほか、必要な事項を明記したもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計実施者（資格等、勤務先等、連絡先等） ・ 耐震性能判定表（補強前及び補強後） ・ 耐震診断結果の概要（診断総括表、構造体の診断結果表）（補強前及び補強後） ・ 補強設計の基準とした設計基準等（計算プログラム名等、その評価書等） <p>(5) 工事に関する設計図書等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事施工者（資格等、勤務先等、連絡先等） ・ 工事工程表 ・ 補強箇所が分かる図面等
建替え又は除却	<p>(1) 土地の所有者の承諾書（借地の場合）</p> <p>(2) 管理組合等の規約及び建替え又は除却を行う旨が記載された書面 （申請者が分譲マンション管理組合等の場合）</p> <p>(3) 地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告又は法に基づく指導を受けたことを証する書面の写し</p> <p>(4) 建築確認済証の写し</p>

	<p>(5) 建替え又は除却の設計結果報告書（下記の事項その他必要な事項を明記したもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計実施者（資格等、勤務先等、連絡先等） ・ 建替え又は除却の計画概要（建替え又は除却とする理由、構造、規模、用途等） <p>※既存及び建替え又は除却に係るものについて明記すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震性能判定表（補強前） ・ 耐震診断結果の概要（診断総括表、構造体の診断結果表）（補強前） <p>(6) 工事に関する設計図書等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事施工者（資格等、勤務先等、連絡先等） ・ 工事工程表 ・ 現況の配置図、平面図及び建替え又は除却後の配置図、平面図等
<p>共通</p>	<p>(1) 建築基準法第3条第2項に該当する旨を証する書類及び建築基準法の違反がないことを証明する書類等（建築確認済証の写し、完了済証の写し、昭和56年5月31日以前に建築着工されたことが証明できる書類、その他）</p> <p>(2) 付近見取図、配置図、平面図、求積図、建築物の高さと緊急輸送道路からの距離の関係及び道路幅員が分かる図面（立面図等）及び現況写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人口集中地区内の沿道建築物等であることが確認できるものとする。 <p>(3) 建物全部事項証明書又は建物の所有権を証する書類（所有状況に応じ下記の書類等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代表者承諾書と共有者全員の同意書（建物の所有者が

	<p>複数の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理組合等の規約と耐震診断等の実施を決議したことが分かる書類 <p>(分譲マンションの管理組合等の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人全部事項証明書 (法人の場合) <p>(4) その他、市長が必要と認めた書類</p>
--	---

別表第3 (第7条関係)

交付申請書 添付書類

補助対象 事業	添付図書
耐震診断	(1) 耐震診断に要する額の根拠となる書類 (見積書の写し等)
補強設計	<p>(1) 補強設計又は建替え設計に要する額の根拠となる書類 (見積書の写し等)</p> <p>(2) 住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目 (平成12年3月24日付け建設省住街発第29号) 第2-1-ハに基づく建築設計費を算出するための根拠資料</p>
耐震改修	<p>(1) 耐震改修に要する額の根拠となる書類 (見積書の写し等)</p> <p>※複数年度に渡って事業を行う場合は、年度ごとの予定出来高金額及び予定出来高率が分かるもの (予定出来高の明細書等)</p> <p>(2) 工事工程表 (予定出来高が確認できるもの)</p>
建替え又は 除却	<p>(1) 既存建築物の建替え又は除却を行う場合の概算工事費</p> <p>※複数年度に渡って事業を行う場合は、年度ごとの予定出来高金額及び予定出来高率が分かるもの (予定出来高の明細書等)</p>

	(2) 工事工程表（予定出来高が確認できるもの）
共通	(1) 市税の完納証明書 (2) 予定請負業者等（診断者、設計者、工事業業者等）の資格等を証明する書類 (3) その他市長が必要と認めた書類

別表第4（第18条関係）

完了実績報告書 添付書類

補助対象 事業	添付図書
耐震診断	(1) 耐震診断に要した額の根拠となる書類（請求書、領収書の写し等） (2) 耐震診断結果報告書（下記の事項のほか、必要な事項を明記したもの） <ul style="list-style-type: none"> ・ 診断実施者（資格等、勤務先等、連絡先等） ・ 耐震診断結果の概要（診断総括表、構造体の診断結果表） ・ 耐震診断の基準とした診断基準等（計算プログラム名等、その評価書等） ・ 付近見取図、配置図、平面図、求積図、その他必要な図面等 ・ 調査等の状況写真 (3) 第三者の専門機関による判定書等の写し
補強設計	(1) 補強設計又は建替え設計に要した額の根拠となる書類（請求書、領収書の写し等） (2) 補強設計結果報告書（下記の事項のほか、必要な事項を明記したもの） <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計実施者（資格等、勤務先等、連絡先等）※注1

	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性能判定表※注 1 ・耐震診断結果の概要（診断総括表、構造体の診断結果表）※注 1 ・設計の基準とした設計基準等（計算プログラム名等、その評価書等）※注 1 ・付近見取図、配置図、平面図、求積図、補強箇所が分かる図面その他必要な図面等 ・調査等の状況写真※注 1 <p>※注 1 建替え設計においても共通事項とする。 建替え設計については「建替え設計結果報告書」とし共通事項のほか、以下の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建替え計画概要（建替とする理由、構造、規模、用途等） ・既存及び建替えに係る付近見取図、配置図、平面図、求積図その他必要な図面等 <p>(3) 第三者の専門機関による判定書等の写し</p>
耐震改修	<p>(1) 改修工事に要した額の根拠となる書類（請求書、領収書の写し等）</p> <p>(2) 工事に関する設計図書等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事施工者（資格等、勤務先等、連絡先等） ・実施工事工程表（複数年度に渡って行う事業については出来高が確認できるもの） ・付近見取図、現況及び建替え後の配置図、平面図、求積図、その他必要な図面等 ・その他必要と思われる工事関係図書 <p>(3) 補強箇所の写真（全数） ※着工時、中間時、完了時</p>
建替え又は	<p>(1) 建替え又は除却工事に要した額の根拠となる書類（請</p>

除却	<p>求書、領収書の写し等)</p> <p>(2) 建築確認済証及び完了済証の写し</p> <p>(3) 工事に関する設計図書等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事施工者（資格等、勤務先等、連絡先等） ・ 実施工事工程表（複数年度に渡って行う事業については出来高が確認できるもの） ・ 付近見取図、現況及び建替え又は除却後の配置図、平面図、求積図その他必要な図面等 ・ その他必要と思われる工事関係図書 <p>(4) 除却前後及び建替え完成後の全景写真</p>
共通	<p>(1) その他市長が必要と認めた書類</p>